

平成21年第5回岩舟町議会定例会会議録目次

第 1 号（8月25日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会及び開議の宣告	3
諸般の報告	3
一般行政報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
閉会中の継続調査事項報告について	5
報告第1号の上程、報告	11
町長職務代理者提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
町長職務代理者提出議案第2号～第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
町長職務代理者提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
一般質問	32
広瀬昌子君	33
富田清君	41
閉会の宣告	49

平成21年第5回岩舟町議会定例会

議事日程(第1号)

平成21年8月25日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 閉会中の継続調査事項報告について
- 日程第 4 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について (報告第1号)
- 日程第 5 岩舟町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(町長職務代理者提出議案第1号)
- 日程第 6 平成21年度岩舟町一般会計補正予算(第4号)
(町長職務代理者提出議案第2号)
- 日程第 7 平成21年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長職務代理者提出議案第3号)
- 日程第 8 平成21年度岩舟町老人保健特別会計補正予算(第1号)
(町長職務代理者提出議案第4号)
- 日程第 9 平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長職務代理者提出議案第5号)
- 日程第10 平成20年度岩舟町水道事業会計決算の認定について
(町長職務代理者提出議案第6号)
- 日程第11 一般質問

出席議員(16名)

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 小林 | 長君 | 2番 | 中田 | 堅一君 |
| 3番 | 富田 | 清君 | 5番 | 斎藤 | 録持君 |
| 6番 | 茂呂 | 幸司君 | 7番 | 広瀬 | 昌子君 |
| 8番 | 茂呂 | 健市君 | 9番 | 岡 | 良一君 |
| 10番 | 栃木 | 孝君 | 11番 | 戸谷 | 勝次君 |
| 12番 | 大島 | 弘久君 | 13番 | 渡辺 | 正治君 |

14番 渡辺仁一君

16番 石川守久君

17番 戸沢稔君

18番 野尻金正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町職務代理者 長 総務課長	新井博君	教育長	若林秀夫君
企画課長	熊倉正志君	会計管理者	石塚正之君
税務課長	島田共一君	住民生活課長	麦倉敏雄君
健康福祉課長	上岡卓君	保険児童課長	時田正二君
経済課長	小島光男君	建設課長	船田文雄君
水道課長	川島章男君	学校教育課長	三柴茂君
社会教育課長	大島清君	人権推進室長	堀江一男君
代表監査委員	岩瀬喜基君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松永栄一	議会事務局 主幹	海老沼文明
--------	------	-------------	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小林 長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第5回岩舟町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（小林 長君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席を求めた者は、町長職務代理者総務課長、教育長及び、関係各課長、会計管理者、室長であります。

なお、監査報告のため、代表監査委員の出席を求めています。

書記は、松永事務局長と海老沼主幹であります。

◎一般行政報告

○議長（小林 長君） 次に、町長職務代理者総務課長より、あいさつを含め一般行政報告があります。

町長職務代理者総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者総務課長。

改めておはようございます。

行政報告の前にごあいさつをさせていただきます。

本日ここに、平成21年第5回岩舟町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご参集賜り、当面する重要案件についてご審議いただくことができますことは、町政発展のため誠に喜びに堪えないところであり、衷心より感謝を申し上げます。

既にご承知のとおり平成21年8月9日執行の町長解職投票により針谷育造前町長が、地方自治法第83条に該当し、同日付をもって岩舟町長を失職いたしました。

したがって、地方自治法第152条第3項及び岩舟町長の職務を代理する上席の職員を定める規則に基づき、不肖私総務課長、新井博が職務を代理することとなりました。

本年9月27日に執行予定の岩舟町長選挙により新しい町長が誕生されるまでの間、町長不在の影響を最小限にとどめ、職員一丸となって職務に専念し、変わらぬ住民サービスが提供できるよう誠実に事務の執行に努めてまいります。

町民の皆様、議員各位におかれましては一層のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、条例の一部改正1件、一般会計及び特別会計の補正予算4件、平成20年度水道事業会計決算認定について上程いたしますので、よろしくご審議をお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。

続きまして、行政報告をいたします。

土木行政であります。

平成21年度道路工事等の執行状況について、ご報告いたします。

平成21年度の道路工事等につきましては、年度当初における執行計画に基づき逐次実施してまいります。平成21年7月末現在の執行状況は、次に申し上げるとおりであります。

まず、道路維持工事についてであります。

今年度は、6カ所計画し、発注率50%、完成率ゼロでございます。内訳は次に申し上げるとおりであります。オーバーレイ工事、計画3、発注3、完成ゼロ。路上再生路盤工事、計画1、発注ゼロ、完成ゼロ。表層打換工事、計画1、発注ゼロ、完成ゼロ。維持修繕工事、計画1、発注ゼロ、完成ゼロ。合計、計画6、発注3、完成ゼロ。

ほかに小規模修繕工事は、現在4カ所を施工し、舗装修繕については、委託により、町内全域106カ所、面積にして460平米を施工いたしました。

なお、小規模かつ応急な舗装破損箇所は、建設課職員の直営により随時施工しております。次に、道路改良工事等についてであります。

今年度は、8カ所計画し、発注率12%、完成はありません。内訳は、次に申し上げるとおりであります。道路改良工事（全体的改良）計画8、発注1、完成ゼロ。

以上、道路行政報告といたします。

続きまして、平成21年度下水道工事の執行状況について、報告いたします。

本年度の下水道工事につきましては、岩舟町公共下水道実施計画に基づき、逐次実施しているところであります。

8月10日現在の執行状況は、地域再生法に基づく国の汚水処理施設整備交付金事業及び県総合交付金事業を併せて、管渠築造工事13カ所、舗装本復旧工事6カ所を計画し、発注率は

36.8%であります。

内訳は、管渠築造工事、計画13、発注2、完成ゼロ。舗装本復旧工事、計画6、発注5、完成ゼロ。合計、計画19、発注7、完成ゼロであります。

以上、土木行政報告といたします。

○議長（小林 長君） 町長職務代理者の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林 長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、14番、渡辺仁一君、16番、石川守久君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（小林 長君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は1日限りと決定いたしました。

◎閉会中の継続調査事項報告について

○議長（小林 長君） 日程第3、閉会中の継続調査事項報告について、委員会報告を行います。

平成19年第3回、及び第4回岩舟町議会定例会において、各委員会に閉会中の継続調査事項が付託されておりました。この調査の結果報告を各委員会より求めます。

初めに総務常任委員会より報告を求めます。

総務常任委員長、斎藤録持君。

〔総務常任委員長 斎藤録持君 登壇〕

○総務常任委員長（斎藤録持君） 総務常任委員会継続調査事項報告書。

本委員会は平成19年第4回岩舟町議会定例会において付託された、閉会中の継続調査事項について、調査研究、審議をしてきましたが、その結果を次のとおり報告申し上げます。

1、調査事項 町税の収納率の向上について

2、調査結果 千葉県長柄町の視察について

収納率の向上対策については、どの自治体も苦慮している状況ではありますが、町民間の公平性の確保と町政への信頼性の向上のためには、何よりも優先して取り組まなければならない課題であります。

その中で長柄町においては、コンビニ等における収納に加えクレジットカード収納システムを平成19年10月から導入し、町民の納税に関する利便性の向上を図るとともに、納税手段の拡大を図ることにより収納率の向上に取り組んでおります。

町税は、住民に対する行政サービス提供の基本的財源となるもので、いわば町民生活に直結するものであり、町税収納率の向上と町民サービスの向上は一体的なものと強く認識し、税収の確保は極めて重要であるとともに、大多数の町民が納期内納税に協力している一方で、ほんの一部の町民が町税を滞納している状況は、町税負担の公平性・公正性を確保する上で大きな問題となっている。

また、地方分権施策の一環として実施された国の三位一体改革において、補助金等に代わる財源として、所得税から住民税への税源移譲が行われ、自主財源確保の役割が重要性を増し、その確保が求められております。

今後ますます自主財源となる町税の確保、収納率の向上は町にとって緊急の課題となっており、様々な収納対策の取り組みの強化を図る必要があると考えられます。

これまで、本町における町税の納入方法は、コンビニ収納を実施している軽自動車税を除き、口座振替の手続きをして口座引き落としとするか、又は金融機関や役場等に直接出向いて納入する方法に限られていました。

しかし、直接出向いて納入する方法では、納入窓口の開設時間や曜日が限られていることから、共働きや生活様式の多様化が進む中で、収納窓口の開設時間に納入することができないなど納税の収納サービスが万全でない状況であります。

このような状況を踏まえ、今後においては、これらの問題に対応するため、納税手段の拡大を積極的に図ることによる町民の納税に関する利便性の向上を図るとともに、さらなる収納率の向上に向けた対策の研究を進めていく必要があると考えられます。

以上が成果であり、総務常任委員会に付託された事項の報告といたします。

平成21年 8月25日

岩舟町議会議長 小林 長様

岩舟町総務常任委員会委員長 齋藤録持

以上でございます。

○議長（小林 長君） 総務常任委員会の報告が終わりました。

引き続き、文教厚生常任委員会より報告を求めます。

文教厚生常任委員長、栃木孝君。

〔文教厚生常任委員長 栃木 孝君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（栃木 孝君） はい、議長。

文教厚生常任委員会継続調査事項報告書。

- 1、調査事項 次世代育成振興について
- 2、調査結果

国では今依然として少子化が進行するとともに、育児不安、児童虐待、子供をねらった犯罪など子供をめぐる様々な問題が発生しています。

こうした状況の中、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、社会や地域ぐるみによる子育てへの環境づくりが強く求められるようになりました。

平成20年7月には、町保険児童課長による「次世代育成支援行動計画」に基づき総合的な子育て支援施策について、意見交換を行いました。施策の体系には、保育サービスの充実・子育てを支援する地域づくり・子育て家庭への支援・子育てのための良質な環境づくり・ひとり親家庭への支援等の内容であります。

そこで本委員会は、子育てを担う保護者のライフスタイルも変化し、保育所入所児童も年々増加し、それに加え就業形態も様々になり、保育ニーズにおいても多様化し、乳児保育・障害児保育・延長保育・一時保育サービスの充実は重要な課題でありますので、他町への保育施設を研修することにしました。

平成20年11月18日に福島県楢葉町が運営している認定こども園である「楢葉町立あおぞらこども園」を視察してきました。本園は、町内4カ所の保育施設を統合し、少子化に対応した一貫性のある乳幼児の教育の場として、それぞれの機能をあわせ持った幼保連携型によるこども園の認定を受け平成20年4月に開園しました。

ゼロ歳から5歳までのすべての子供たちに一貫した幼児教育、あわせて、効率かつ合理的な管理運営を図ることが可能となり、さらには、こども園に必須の子育て支援センターが併設されています。このことにより子育てのための各種の支援サービスを提供することができるようになりました。

幸い本町では子育て支援に理解と関心を寄せる人たちが多く、保育施設への期待は大きいものがあります。今後は新しい保育ニーズに柔軟に対応ができ、時代に合った考えを導入する必要があると思われまます。

以上、文教厚生常任委員会に付託された事項の報告といたします。

平成21年8月25日

岩舟町議会議長 小林 長様

岩舟町文教厚生常任委員会委員長 栃木 孝

以上であります。

○議長（小林 長君） 文教厚生常任委員会の報告が終わりました。

引き続き、経済建設常任委員会より報告を求めます。

経済建設常任委員長、戸沢稔君。

〔経済建設常任委員長 戸沢 稔君 登壇〕

○経済建設常任委員長（戸沢 稔君） はい、議長。

経済建設常任委員会継続調査事項報告書。

本委員会は平成19年第4回定例会において付託された閉会中の継続調査事項について、調査、研究、審議をしてきましたがその結果は次のとおりです。

1、調査事項 岩舟町産業の活性化、後継者の育成

2、調査結果

（1）調査事項決定の経緯について。

岩舟町には、他町に比べ特筆する産業があるわけではなく、何に注目をして活性化してゆか悩んだが、就業者の人口、また後継者も十分とは言えないが確保されている、農業面に目を向けることとした。

（2）調査結果。

岩舟町の農業は厳しい米の生産調整が続く中、遊休農地が増えつつあり経営者も高齢化が進んでいる。

そのような中、園芸作物は少しずつ増加をしている現状です。特にブドウを首めナシ、イチゴ、ナス、トマト、生花、ニラ等の生産が行われ、品目によっては若い後継者の就農も見られます。販売については市場出荷が主であり、その他直売所を通じた販売等です。価格は現在の経済状況から低調に推移しています。このような現状をどう活性化するかが一番の課題です。活性化できればおのずから後継者はできるはずで。

平成21年2月に、①市民農園、観光農園の整備事業、②農産物等による都市との交流活動、③ブランド品の販路開拓等に先進的に取り組んでいる、千葉県香取市の事業を視察してきました。市民農園、観光農園事業では、滞在型と日帰り型を用意し、滞在型では専門のインストラクターを、日帰り型では指導者を置き事業を進めています。都市との交流事業では体験農園で農作業のすべてを体験してもらい農業に対する理解を深めてもらっています。ブランド品の販路開拓では農産物そのものだけでなく、加工品の開発にも力を入れていました。米については外国への輸出にも取り組んでいます。先進地視察の結果、岩舟町農業の活性化も取り組み方次第では、夢のあるものになると思われます。その条件は十分に整っています。

3、今後の展開、課題について

今後の岩舟町農業の活性化は、観光事業との連携、都市住民との交流、さらにはすべての事業が整った株式会社観光農園いわふねとの協働によるサブ拠点の整備等がまたれます。水稲減反による遊休地の利用は町内各地域の農村集落の活性化に大きな力を発揮するものと思われます。今各地で行われておりますオーナー制による農地の利用も有望です。町内各所で行われております貸農園は町民だけが対象ではなく、町外にも門戸を広げ、遊休農地の解消につなげたいものです。

後継者の問題ですが、現在町には認定農業者の会、農協青年部、青少年協議会等があり、それぞれ独自の活動をしています。連携をとり、同じ目的に向かって協力をすれば、さらに力を発揮し活力を生むものと思われます。町は適宜支援と協力を惜しまない体制づくりが大切です。行政の指導と農業者のやる気を鼓舞する政策を実施することにより、参加する人々が、それぞれの分野で力を出し合えば事業はなし得ると思われます。事業の完成は簡単にはできませんが綿密な計画づくりが重要です。

岩舟町各地域農業の活性化は、町の計画に基づく各地域住民の参加意識の高揚にかかると思われます。本来は農業者、生産団体が率先してそのような事業に取り組むべきであるが、現今の状況を見れば行政の指導は不可欠の要素となっております。

以上、経済建設常任委員会に付託された事項の報告といたします。

平成21年8月25日

岩舟町議会議長 小林 長様

岩舟町経済建設常任委員会委員長 戸沢 稔

○議長（小林 長君） 経済建設常任委員会の報告が終わりました。

引き続き、議会運営委員会より報告を求めます。

議会運営委員長、石川守久君。

〔議会運営委員長 石川守久君 登壇〕

○議会運営委員長（石川守久君） 議会運営委員会継続調査事項報告書。

本委員会は、平成19年第3回定例会において付託された閉会中の継続調査事項について調査、研究、審議をしましてまいりましたので、この結果を報告いたします。

1、調査事項 議会運営について

2、調査結果

地方分権や国の三位一体改革が進展する中であって、議会は住民の代表機関、意思の決定機関として執行機関を監視し、政策を立案しながら地方公共団体の意思を決定するなど、議会の果たす役割と責務はますます重要なものとなっています。

このことから当委員会では「議会運営の円滑・向上を図る」ことを目的に、議会の政策形成、団体意思決定、執行機関監視などの多面的議会機能を十分に発揮するとともに「開かれた議会」・「町民と協働する議会」を標榜し、次のことに関し検討を進めたものであります。

（1）一般質問について

平成19年6月議会より申し合わせにより、一般質問については質問席を設け対面式で一問一答方式により実施しており、質問時間は答弁を含め60分以内となっています。質問の方式は1回目に総括質疑を行い、2回目以降は一問一答方式で行っています。

この結果、これまでの質問形式より議論が深まり、スムーズな質問・答弁が展開されてきましたが、さらに、傍聴者等に議論の内容が理解されやすくするために、1回目の質問から一問一答方式にすることも含め検討が必要かと思われまます。

また、議会・行政の研さんを図るため執行部に反問方式を実施することも今後の検討課題かと思われまます。なお、県内の町では、藤岡町と野木町に反問権が付与されています。

（2）定例会の周知について

住民の方に議会活動ひいては町政運営に関心をより持ってもらうためには、議会定例会及び臨時会を傍聴してもらうこととあります。議会の開催日時は、町掲示板及び町ホームページにて周知していますが、より多くの住民の方に関心を持ってもらうための方策をさらに検討しなければなりません。

（3）議会中継について

本会議の中継を何らかの方策で実施している町村は全国で40%程度となっております。県内の町においては8町で実施しております。

当町においても、中継の方法・設備・予算化等の問題もありますが、開かれた議会となるよう実現に向けて今後も検討していく必要があります。

以上、議会運営委員会での閉会中の調査報告といたします。

平成21年8月25日 岩舟町議会議長 小林 長様

岩舟町議会運営委員会委員長 石川守久

以上です。

○議長（小林 長君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

以上で、閉会中の継続調査事項報告を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（小林 長君） 日程第4、平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について（報告第1号）を議題といたします。

報告を求めます。

町長職務代理者総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者総務課長。

報告第1号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定により、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けてご報告いたします。

財政健全化法は、「財政の健全性」を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と4つの指標を定めています。また、公営企業会計では、経営の健全化を判断する資金不足比率を定めております。

実質赤字比率とは、標準財政規模に対する実質収支額の割合を指します。

標準財政規模とは、通常収入される経常的一般財源の規模のことで、おおむね一般財源総額から目的税と特別地方交付税を除いたものという概念であります。

連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する特別会計も含めた全会計の実質赤字額の割合であります。

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する一般会計が負担する元利償還金及び広域行政事務組合の地方債償還に係る準元利償還を合わせた額の割合であります。

将来負担比率とは、標準財政規模に対する公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の割合であります。

資金不足判断比率とは、事業規模に対する公営企業ごとの資金の不足額の割合であります。

これらの財政健全化の指標を全国統一の算出方法で求め、財政状況の悪化している程度をはかるわけですが、結果につきましては、平成20年度決算について赤字、資金不足等は生じておらず、実質公債費比率、将来負担比率とも、国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準値以内の値であったことをご報告いたします。

また、町監査委員の意見書においても、指摘事項がない旨の意見をいただいていることを合わせてご報告をいたします。

以上、平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告をいたします。

○議長（小林 長君） 報告が終わりましたので、次に移ります。

◎町長職務代理者提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林 長君） 日程第5、岩舟町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（町長職務代理者提出議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

職務代理者総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者総務課長。

議案第1号 岩舟町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を見直し当該条例の一部を改正するものであります。内容は、緊急の少子化対策として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金を35万円から39万円に一律4万円引き上げることとし、条例の一部を改正するものであります。

施行日は、平成21年10月1日とするものであります。

本件につきましては、8月18日開催の国保運営協議会の審議を経ております。

ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 長君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長職務代理者提出議案第2号～第5号の上程、説明、質疑、討論、

採決

○議長（小林 長君） お諮りいたします。日程第6、平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第4号）（町長職務代理者提出議案第2号）、日程第7、平成21年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第3号）、日程第8、平成21年度岩舟町老人保健特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第4号）、日程第9、平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第5号）、4件を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第4号）（町長職務代理者提出議案第2号）、日程第7、平成21年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第3号）、日程第8、平成21年度岩舟町老人保健特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第4号）、日程第9、平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第5号）、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者総務課長。

議案第2号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第4号）、議案第3号 平成21年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成21年度岩舟町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第2号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、人件費にかかわるものと子育て応援特別手当支給事業など、国・県費の補助を得て行う事業に係る経費、並びに町長選挙のほか、道路修繕等やむを得ず補正が必要な事業を厳選し、これらの経費を補正するものであります。

補正額は歳入歳出5,900万円とし、補正後の総額は56億6,200万円となります。

地方債補正は、消防施設債、小学校債とも事業の進行に伴い変更するものであります。

初めに、歳出から主なものをご説明いたします。

特別職及び一般職員の給与等について、年度当初の定期異動により生じた歳出科目の組みかえのほか、5月の人事院勧告の実施に伴う職員期末手当の凍結、及び町長、及び教育長の給与減額条例の施行により生じる減額と、共済組合負担金率の変更、退職の早期勧奨実施に係る経費の増額を調整し、その結果、800万7,000円の減額を行いました。

これ以外の歳出補正では、第2款総務費に基幹システムサーバー室の改修に481万5,000円、町長選挙の経費973万9,000円を計上いたしました。選挙経費については、町議会議員選挙の投票が実施された場合は、重複する経費が相当支出不要となる見込みであり、後日減額補正の対象となります。

第3款民生費については、社会福祉総務費に障害者自立支援特別対策事業として640万円の計上をいたしました。通所サービスの利用者負担の軽減を図るものです。財源として、事業費の4分の3に県支出金が充てられます。また、介護保険事業繰出金を1,054万5,000円計上いたしました。

児童福祉費は、子育て応援特別手当支給事業で1,555万6,000円を計上いたしました。国の補正予算に基づく施策を受け行うもので、財源についても全額国庫支出金で賄われます。

また、発達障害児及び土曜一日保育対応の保育サービス拡充のため、臨時保育士の賃金151万6,000円を計上いたしました。

第4款衛生費につきましては、老人保健特別会計繰出金として351万1,000円を増額し、また、女性特有のがんの検診推進事業に係る費用273万6,000円を計上いたしました。子育て支援策の一環として措置された国の平成21年度補正予算を受けて実施するもので、一部の経費

を除きほぼ全額が国からの費用で賄われます。

第6款農林水産事業費については、農地法一部改正に係るパンフ作成費24万円、ふるさとセンターの農産加工用器具の損耗の対応に係る費用等で68万円、円仁庵敷地内調整池改修工事の費用339万2,000円を計上いたしました。

第7款商工費につきましては、9月1日から消費者庁が発足されることから、県からの補助金を受けて消費者行政を活性化するための費用として30万2,000円の増額補正を行いました。全額補助で対応するものであります。

第8款土木費につきましては、道路修繕、改良等に係る費用663万円を増額しました。

第14款予備費については、30万5,000円増額補正し歳入歳出のバランスの調整を図りました。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。

歳出補正に伴う特定財源として、第14款国庫支出金に女性特有のがん検診推進事業と子育て応援特別手当に係るものとして、1,813万4,000円を増額補正いたしました。

第15款県支出金は、わがまち自慢推進事業補助金の減額補正、消費者行政活性化事業費補助金、障害者自立支援特別対策事業費補助金の増額補正を調整し、59万3,000円増額補正しました。

第20款諸収入は、東日本高速道路株式会社からの助成金563万円を補正いたしました。

第21款町債については、消防施設整備事業及び岩舟小学校耐震工事事業に係る費用の確定により、590万円を減額補正をいたしました。

また、一般財源としましては、第9款地方特例交付金について児童手当特例交付金、減収補てん特例交付金、特別交付金の額の確定により、1,288万7,000円を増額いたしました。

第18款繰入金は、減債基金からの繰入額6,000万円を減額する一方、介護保険事業特別会計から、平成20年度精算による繰入金として、1,501万9,000円を増額し、この結果4,498万1,000円の減額補正をいたしました。

第19款繰越金については、7,263万7,000円補正し、歳入歳出のバランスを図りました。

以上で、議案第2号 平成21年度一般会計補正予算についてでございます。

続きまして、議案第3号 平成21年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出とも230万円を増額し、歳入歳出総額ともに18億7,830万円とするものであります。

まず歳出についてご説明申し上げます。

第1款総務費は、ジェネリック医薬品希望カード印刷費として7万円、高額療養費特別支給金対応システム改修委託料として21万円増額しました。

第2款保険給付費は、一般被保険者高額介護合算療養費として70万円、退職被保険者等高額介護合算療養費として45万円、出産育児一時金支払手数料として5,000円、葬祭費として50万円を増額をいたしました。

第11款諸支出金は、高額療養費特別支給金として、33万5,000円を増額しました。

第12款予備費は、3万円を増額し調整を図りました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

第4款国庫支出金については、特別調整交付金を54万5,000円増額、また、臨時特例交付金を175万5,000円増額しました。なお、本件につきましては、8月18日開催の国保運営協議会の審議を経ております。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明であります。

次に、議案第4号 平成21年度岩舟町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに351万1,000円を増額し、歳入歳出総額をともに1,151万1,000円とするものであります。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

第3款諸支出金は、平成20年度老人保健交付金の返還金として、351万1,000円を増額しました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

第4款繰入金は、一般会計繰入金を351万1,000円増額しました。

以上、老人保健特別会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

最後に、議案第5号 平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ5,650万円を追加し、歳入歳出の総額を12億2,450万円とするものであります。

まず、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第1款総務費については、介護保険システム改修費など56万3,000円を補正しました。

第4款基金積立金については、平成20年度の決算の確定に伴い介護保険給付費準備基金積

立金として、3,334万円を補正いたしました。

第7款予備費については端数調整を図るため78万円を減額いたしました。

第8款諸支出金については、平成20年度の保険給付費の額の決定による精算でありまして、国庫、県及び支払基金への返還金として、835万8,000円及び一般会計への返還金として1,501万9,000円、合わせて2,337万7,000円を補正をいたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

第8款繰入金1,084万4,000円。

第9款繰越金4,565万6,000円を補正するものであります。

なお、本案につきましては、8月18日に開催されました介護保険運営協議会において了承されております。

以上で、議案第2号 平成21年度一般会計補正予算（第4号）から議案第5号 平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの4案についてご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いをいたします。

○議長（小林 長君） これより質疑を許します。

7番、広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい、議長、7番。

一般会計補正予算のほうで、2点お願いしたいと思います。

16ページの、4款1項3目の乳がん検診の件です。先ほど、平成21年度の補正予算によってということで、待望のがん検診の無料クーポン券が8月に手元に届きまして、私もそこに入ったみたいで封筒が届きまして、56歳になったのにとおもいましたが55歳で何か救われたようでした。しっかりやらせていただきたいと思いますが、その、国のほうで受診率を50%に上げるという目標を立てた施策ですが、今現状、当町の現状で、受診率とかそれからまたこの事業で該当する人数ですか、そういうものがわかればお願いしたいと思います。それで私のところへ来たときに、職場の皆様へというところがございまして、本検診は対象年齢の女性にぜひ受けていただきたいと、それでこのお知らせを持った職員の方が、検診のため休暇や半休を願い出た場合これを認め検診実施を協力していただくようお願いします、ということなのですが、町内とかの企業にはどういった周知をされているのかということをお願いしたいと思います。

それから、17ページの4款6項3目の円仁庵調整池改修工事ということで、これは、以前

委員会のほうにも要望が出ていた件だと思いますが、詳細についてお願いいたしたいと思
います。

○議長（小林 長君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上岡 卓君） はい、議長、健康福祉課長。

7番議員のご質問でございますけれども、今がん検診の関係でございますけれども、手元
にその人数、それから現在までの受診率、今後のあれについては、資料がございませんので
後ほど報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（小林 長君） 経済課長。

○経済課長（小島光男君） はい、議長、経済課長。

7番議員の質問にお答えいたします。

円仁庵の調整池改修工事補助金の補正予算について、でございます。

初めに、工事施工の理由であります。円仁庵の西側にあります調整池につきましては、
設置後10年以上が経過しておりまして調整池としての機能が低下をしてくれています。このた
め、夏にはアオヌルなども発生しまして、食事を提供する場所の隣にこうした調整池がある
ことは、衛生上あるいは景観上、大変よくない状況になっております。こうしたことから、
円仁庵からも町に対しまして改善要望が、平成15年7月それから平成21年1月にも出た経過
がございます。工事の内容につきましては、調整池190平米を2メートルまで掘削をいたし
まして、碎石を埋め戻しを行い表層を浸透性のアスファルトによる舗装を行うものでありま
す。また現在ありますフェンスにつきましては撤去をいたします。

それから、補助金の交付の理由であります。この施設につきましては、ご存じのとおり
指定管理者として円仁庵が管理をしています。指定管理業務に関する基本協定書の第10条で、
大規模改修等につきましては町が負担をするということになっておりますので、町が負担を
することです。そしてその負担の方法ですが、町が、直接工事として行う場合には、直接工
事費のほかに諸経費といたしまして、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などを計上しな
ければなりませんので多額となります。工事費用と土木事務所に提出いたします申請書類の
作成費用を、補助金として円仁庵のほうに移したほうが安く施工できるものですから、補助
金として支出することにいたしました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 長君） 7番、広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい、議長。詳細の数字は、また後でお願いしたいと思います。企業への周知という、その方法だけはどうでしょうか。今、もうしているのかどうかだけで結構です。

○議長（小林 長君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上岡 卓君） はい、議長、健康福祉課長。

7番議員のご質問にお答えいたします。周知につきましては、今後ですね、事業所等にも、町の回覧で、こういうことだということで行いたいと今思っているところがございます、それと合わせて、町民に対しては、このがん検診の趣旨等々の回覧も行っているわけがございますので、それと合わせて実施していければと思っております。まずは、このがん検診の意義につきましてですね、町内回覧しているわけがございます、それと合わせて今後その事業所と先ほど申し上げましたけれども、町にも相当な事業所があると思っておりますので、その辺のことも、今ご指摘にありましたことから、今後、今後といいましても早急に検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林 長君） これにて質疑を打ち切り、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第4号）（町長職務代理者提出議案第2号）、日程第7、平成21年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第3号）、日程第8、平成21年度岩舟町老人保健特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第4号）、日程第9、平成21年度岩舟町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長職務代理者提出議案第5号）、4件は原案のとおり可決されました。

◎町長職務代理者提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林 長君） 日程第10、平成20年度岩舟町水道事業会計決算の認定について（町長

職務代理人提出議案第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理人総務課長。

[町長職務代理人総務課長 新井 博君 登壇]

○町長職務代理人総務課長(新井 博君) はい、議長、町長職務代理人総務課長。

議案第6号 平成20年度岩舟町水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成20年度の水道事業は、総給水戸数6,057戸、給水人口18,321人でした。前年度と比較して給水戸数は45戸の増、給水人口はマイナス96人、0.5%の減となりました。

有収水量は前年度比2.4%の減、総配水量は2.5%の増となり、有収率は78.7%で前年度より3.9ポイントの減となりました。

配水管の総延長は約136キロメートルのうち、石綿セメント管は約31キロメートルで、配水管全体に占める割合は、前年度より2.0ポイント減の22.6%となりました。

今後も施設の適切な維持管理に一層努めるとともに、財政状況を考慮しつつ石綿セメント管の計画的な更新に取り組んでいく方針であります。

次に、決算額についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益4億4,199万2,311円、第1項営業収益4億2,777万6,151円、第2項営業外収益1,421万6,160円、第3項特別利益ゼロ円。

支出では、第1款水道事業費用4億543万1,365円、第1項営業費用3億313万7,605円、第2項営業外費用1億94万6,238円、第3項特別損失134万7,522円となり、収支差引きで3,656万946円の黒字となりました。

また、企業の経営成績を明らかにする「損益計算書」においても、当年度純利益が3,147万4,554円となり、前年度までの累積欠損金に同額を補てんし、平成20年度末の累積欠損金は4億1,258万5,120円となりました。

資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入1億2,146万2,338円、第1項企業債8,000万円、第2項工事負担金1,299万6,338円、第3項出資金200万円、第4項固定資産売却代金ゼロ円、第5項国庫補助金2,646万6,000円。

支出では、第1款資本的支出3億1,766万4,368円、第1項建設改良費1億4,497万3,860円、第2項企業債償還金1億7,269万508円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,620万2,030円については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをいたしました。

次に、企業債の状況について申し上げます。

平成20年度末の企業債残高は、28億8,669万4,126円となり、国の補償金免除による繰上償還3,668万5,347円を含めて、前年度と比較してマイナス9,269万508円、3.1%の減となりました。

以上のとおり、平成20年度水道事業会計決算の概要を説明をいたしました。

なお、決算につきましては、6月23日に監査委員の審査に付したところであります。

以上、議案第6号 平成20年度岩舟町水道事業会計決算の認定についてご説明いたしました。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 長君） 監査委員の監査結果の報告を求めます。

監査委員、岩瀬喜基君。

〔代表監査委員 岩瀬喜基君 登壇〕

○代表監査委員（岩瀬喜基君） はい。

監査委員の広瀬昌子議員さんもいらっしゃいますが、指名ですので、私、岩瀬が申し上げます。

それでは、平成20年度岩舟町水道事業会計決算審査の結果の意見を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度岩舟町水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属明細書等を、平成21年6月23日議員控室において、石塚会計管理者ほか関係職員出席のもとに審査を行いました。その結果、いずれも関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されており、内容も適正なものと認定いたしました。

続きまして、平成20年度岩舟町水道事業会計決算審査の概要について申し上げます。

まず、事業の概要であります。平成20年度の水道事業は、給水人口18,321人、給水戸数6,057戸であり、前年度に比べ45戸の増となり、水道普及率は98.0%であります。

1日平均の配水量は6,975立方メートルで、前年度に比べ1日当たり189立方メートル、2.8%の増となりました。

年間配水量は254万5,822立方メートルで、前年度に比べ6万2,153立方メートルの増となりました。また、年間有収水量については200万3,315立方メートルで、前年度に比べ4万9,138立方メートルの減となりました。

給水収益においては、3億7,533万3,383円、8.8%減となりましたが、前年度に引き続き当年度も、3,147万4,554円の純利益となりました。

建設改良費は、石綿セメント管更新工事、町道改良及び公共下水道工事に伴う配水管布設替え等工事が重点的に実施されました。

続きまして、予算執行状況です。

収益的収入の決算額は4億4,199万2,311円で、前年度4億6,926万7,011円に比べ2,727万4,700円で5.8%、収益的支出の決算額は4億543万1,365円で、前年度4億3,581万5,868円に比べ3,038万4,503円、7.0%、それぞれ減となりました。

次に、資本的収入の決算額は1億2,146万2,338円で、前年度に比べ285万893円、資本的支出の決算額は3億1,766万4,368円で、前年度に比べ4,956万6,039円、それぞれ増となりました。

収入支出差引額、消費税込みであります、1億9,620万2,030円の不足となっておりますが、不足額は過年度分消費税資本的収支調整額480万3,000円ちょうど及び過年度分損益勘定留保資金1億9,139万9,030円で補てんされております。

なお、平成20年度末の企業債未償還残高は、28億8,669万4,126円で、前年度29億7,938万4,634円に比べ9,269万508円の減となっております。

平成20年4月からは本年度の当初であります、水道料金の値下げ改定が勇気を持って実施されましたが、料金収納等の事務の合理化、事業費用・総係費の内部経費節減など経営努力が見られ、その結果、当期純利益の計上となりました。担当者各位の努力を高く評価します。

常々、民間的手法によりと申しておりますので、それでは民間的手法によりご褒美をしてください。予算がないというのであれば、せめてねぎらいの言葉を忘れないでいただきたい。

ところで、本町の水の使用量は近年の節水意識の向上などにより、これからも減少傾向で推移することが考えられるため、経営状況が厳しくなることが予想されます。今後も安全でおいしい水を安定的に供給するため国の呼びかけによる、将来10年間の「地域水道ビジョン」の策定を急ぎ、水道事業における諸課題に取り組み、経営の安定・効率化を推進し、事業の安定継続に期待するものであります。

そして、皆様ご承知のとおり水道事業はゴーイングコンサーンでありますから、過年度からの繰越欠損金を抱えながら依然として厳しい財政の状況が続いています。本町水道事業の置かれた現在の状況から見ても、昨年も申し上げましたが再び申し上げます。一般会計からの繰り入れも検討が必要と思われれます。あれから1年たちました。どうか検討作業に入って

いただきたい。難しいことでしょうか。

以上、水道事業会計の決算審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書については、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績、及び財政状態も適正に表示されております。また、事業は常に経済性を発揮し、かつ本来の目的である公共の福祉の増進に努めており、おおむね適正に運営されていると認めるものであります。

以上、水道事業会計決算審査の意見とします。

よろしく願いいたします。終わります。

○議長（小林 長君） これより質疑を許します。

3番、富田清君。

○3番（富田 清君） 議長、はい、3番。

ただいま監査委員からも報告ありまして、おおむねよくやられているという評価でございました。私も今回の決算を見まして、料金改定が行われた中で黒字を出す、非常にこの担当職員たちは頑張っているなとこういう印象を強く抱いている一人でございます。そういう中でも、やはり私もこの決算そのほか見て、まだまだわからない、理解できない点が幾つかありますもので、その点についてさらなる質問をするところであります。

1点は有収率の問題です。有収率が昨年また今回も大きく落ち込んでおる。この原因として、石綿セメント管の入れ替え、その洗浄のために有収率が落ちているという報告がございます。しかし余りにもですね、有収率が落ち込んでおりますものでね、漏水等もまだあるのかなと、そのような心配もするわけであります。今、鋼管に入れ替えてますから、非常に丈夫になって漏水も少なくなってきたわけです。洗浄方法とか、これまで落ち込んだのかということのさらに詳細な説明をお願いをしたいと思うところであります。

2点目に未収金も改善されまして、現在3,900万以上の未収金があるわけであります。非常に公共性の高い水道ですから、なかなかお金を払わない、集金できない、水を止めると、そういうことは、なかなか酷なことでございます。しかしながら、この3,900万以上のこの内容がですね、個人を含めいろいろな原因もあるとは思いますが、詳細についてと今後の対策について、お伺いしたいと思います。

もう1点は、岩舟町も第二次拡張工事によって大変な資本投資をいたしました。そのことによって、非常に水道料金が、水に跳ね上がっているのは事実でございます。これは、借金の金利といっても差支えないわけですね。借金の金利の水を飲んで、こう言っても過言ではないところもあるわけであります。

これまで鋭意努力いたしまして高いところの高い金利、これを借りかえとかですね、借りかえといいますか償還をですね、繰上償還等をやって、少し経営をこう楽にしているところもあるのですが、現代では考えられないまだまだ5%、4.7、5.5、こういった負債が残っているのですね。まあ本当に水道会計は企業会計だというならばですね、今は民間のお金を使うならば、高くても3%以内でほとんど借りられます。こういった借りかえや、公的資金を使うところも多いのですけれどね、こういったやはり繰上償還とか借りかえをやって、もう少し金利負担を下げる、そして経営を楽にするということができないのではないかと思うのですけれども、この辺についての考えをお聞きしたいと思うわけでありまして。

それとですね、水道料金が昨年4月から下げられました。非常にこれまで県内で1番高い、これが少し下がりました6番目かその辺にあります。そういうことでありますけれども、まだまだほかから見ますと、大平さんや佐野さんとかですね、そういった辺りから岩舟町の水道は高いよ、という声は聞かれるわけでありまして。

もちろん、それだけの努力によってこう下がってきたことは事実でございますから、この水道料金をですね、これはやはり生活費を補えという部分を与えているわけでありまして、特に基本水道の料金が10立方を換算としておりますけれども、お年寄りの世帯なんていいますとですね、本当にあの10立方も使わないで基本料金を支払っているという世帯も見えるわけですね、その基本料金をですね、もう少しこの量に応じて基本料金を見直すという、例えば10立方ではなく5立方なら5立方以内でですね、基本料金をまたちょっと設定してもいいのではないかと、これは栃木市などはやっております。こういったところのさらなる検討ができないか、その点について目下対応していただきたいわけでありまして。

それとですね、もう1点は水道加入金は、この会計、若干上がりました。加入金よりも新規に水道を入れる場合、工事負担金が非常に掛かるわけですね、その受託工事費、町の算定でいきますと、本管から何メートルあるから工事が幾らかかるよと、現在やられておってもですね、そういう算定基準になっているようです。それがですね、また新たに入れますともとの本管からの距離ということで、えらい工事負担金がかかってしまうわけですね。

その辺の、私はこれまで何回もこの質問をしてまいりましたが、本管というものをですね、もう1度見直してもいいのではないかと、中には、いろいろに100数十万も掛かるそういう人も聞いた、200万掛かるという方も聞いたのですね、こういうところをですね、まあ本管の張り方、本来ならば見通しがあるならばこの管を、大きな管を入れて後から家ができて工事でも2回3回もやらなくてもいいような、普通は組み方をするのではないかと思いますけれ

ども、こういった点を含めて、工事費の見直し、負担金の見直し、この辺を検討できないかという点でございます。

そして、もう1点は前回もちょっと指摘したところでございますけれども、我々町民とすれば、水は蛇口をひねって出てくればいいのです。そのことによって、おいしい安い安心な水が使えるということであればいいわけであります。こういった点で今藤岡町が新たな部屋地区や東部地区をですね、新たな配管設備で大きな投資をし始めているというような話を聞いております。

こういった点で、岩舟町は緊急としてつながれているわけですからね、もう少しこの具体的に突っ込んで話し合ってくださいですね、やはり藤岡さんに岩舟町の水が今半分くらいですか、能力がですね、だからゆとりがあります、それを売ってやると、そういうことによって、水道会計の収入を得ることもできるのではないかと、そういった点で、藤岡との広域的な水道というものもですね、考えられないかな、これが私はなかなか縦割りできない部分があるのですけれども、こういう部分を1つの企業として考えるのならば、できるのではないかと思うのですよ。岩舟町も依然水がないということで、一部地域においては大平さんからいただいているところもあるわけですが、こういったところを考えると、岩舟町の配管、配線能力もある、だからそういった点で藤岡の水の集金もですね、ちょっと売ってやるというですね、それで収入を上げるということもできるわけですから、こういう点とさらに、つぶれないだろうかという点でございます。

まあ、もろもろのこういう様々な対策を講じてですね、町民が安心して、安いそしておいしい水が使えるということのために、地域水道そのビジョンをですね、国も言っておる10カ年計画、こういうものも総合的に含めて計画を立てていかなければならないかと思うわけがあります。そのビジョン計画についてですね、どのように考えていらっしゃるのかなどこの点についての質問を聞きたいと思うのですが、答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 長君） 町長職務代理者総務課長。

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） 議長、3番議員のご質問につきましては、水道課長よりお答えいたします。

○議長（小林 長君） 水道課長。

○水道課長（川島章男君） 議長、水道課長。

それでは、お答えいたします。大きく7点のご質問かと思っております。

内容が多岐にわたり、また政治的に高度な問題も含まれているようであります。私の手持

らの資料及び記憶の範囲内での答弁とさせていただきます。ご了承願いたいと思います。なお、詳細の数字等が必要であれば、後ほどご報告申し上げます。

まず第1点目が、有収率の減によるご質問かと思われます。本年度78.7%と、前年度に比較しまして3.9ポイントの大幅な減となったところであります。

具体的内容につきましては、決算報告の中では、石綿セメント管の布設替えの工事による幹線上の増につきましては、平成20年度におきましては、赤塚山周辺の工事といたしましては、大口径の管を布設替えを行いました。350ミリから200ミリの大口径の管を布設したことによりまして、工事量全体も多かったのですが、その大口径の洗浄ということで多量の水を使用いたしました。

その分ともう1つ、前年12月に発注しました漏水調査によりまして3月に近年としましては大規模な漏水を発見いたしました。具体的場所につきましては、古江から下岡を渡る樋ノ口橋の下岡側の橋のたもと、盛土のところに石綿セメント管の100ミリの管が布設されておりますが、その100ミリの石綿セメント管が、高低差のずれによりまして抜け落ち寸前であることを発見いたしました。何分あの盛土の上だったものですから、舗装を抜けて上に出てこなかったものですから、見た目では期間についてはわかりませんが、随分長い間発見できなかったのではないかというふうに想定しております。

業者の推測では、時間7立方メートルの漏水があったということでありまして、これを年間換算しますと、3ポイントから3.5ポイントほどの量となりまして、大きくは、その漏水量が原因であったと推測しております。また、この有収率の減少を憂慮いたしまして、平成21年度当初予算で漏水調査を年末に実際は予定していたのですが、急遽繰り上げまして、年度当初4月に発注をいたしまして5月に終了しております。

合計7カ所ほどの本管の漏水を発見しておりまして、5月中に修繕を完了しております。その結果、まだ完全な結果は得られていませんが、6月7月の有収率の推移を見ますと、ほぼ平年並みに戻したというふうに感じておるところであります。今後も漏水調査が必要と痛感したところであります。

続きまして、第2点目未収金3,962万円の件であります。皆さんご存じのように岩舟町の水道料金の検針から納付のサイクルにつきましては、年度末であります3月の頭に、15日までに検針をいたしまして、3月分は3月末に納付書を発送するところであります。

翌月といいますか翌年度4月10日が納期限となりますので、3月分の検診分については、そっくり未収金扱いとなるところであります。その、3月分の検診の未収金分が、2,550万

ほどございます。20年度につきましては料金改定をいたしましたので、前年度よりは少なくなっているところではありますが、差し引きで1,249万4,813円という額が、料金の一般会計でいう滞納額というふうに把握しております。

これは前年度に比べて、前年度は19年度になります、19年度の決算に比べまして300万円ほど減少しているところでもあります。水道事業につきましては、滞納繰り越し分という概念がございますで未収金という扱いではありますが、滞納繰り越し分という概念でいけば99%を超える収納率ということでもあります。

今後、民間委託、収納業務委託、民間委託を通じまして、収納率のアップに努めてまいりたいと思います。

3番目、財政健全化計画における、起債の繰上償還でございます。平成19年度におきまして、国の補償金免除繰上償還制度ができたわけではありますが、その中では、財政力指数にもよりますけれども、岩舟町の場合は5%以上の起債について、繰上償還あるいは借りかえが可能ということになっております。

水道事業におきましては、政府資金と公営企業金融公庫資金の2種類の借入金であります。平成20年度におきましては、3,600万円余りの繰上償還をいたしました。これについては借り換えをいたしませんでした。今年度、平成21年度におきましては、1億3,000万円余りの繰上償還を予定し、1億3,000万円の借りかえを予定しております。

水道事業におきましては、合計で1億7,000万弱の繰上償還が許可されたということでもあります。何分相手方があるものですから、相手方が借りかえを認めていただかないと、こちらからは償還ができないということでもあります。補償金免除繰上償還によりまして借りかえをしたとすれば、水道事業といたしましても12年間にわたります利率を計算いたしますと、4,000万近くの利益が得られるというふうに試算をしております。

次に4個目ですが、水道料金の改定についてであります。3番議員さんにつきましては、前年度の決算のときにも同じご質問を受けたところでもあります。岩舟町、現在2カ月20立方の基本料金以内の検針数につきましては、結構相当数ございます。全体の26%ほどございます。まあ、4分の1強が基本料金以内ということでもあります。

料金の設定の仕方におきましてはですね、いろいろな面を考慮するわけではありますが、いずれにいたしましても、損益両方をですね、収益損益を検討いたしまして財政計画をもとに料金設定の内容を検討しているところでもあります。基本料金を下げた部分をどこかで賄わなければならないというところでありまして、他市町の動きも十分検討しながら今後の検討課

題とさせていただきたいと思います。

5番目、受託工事費の算定の見直しということでもあります。受託工事につきましては、今まで町が本管からメーター器までの工事を申込者から受けまして、町が設計積算をいたしまして申込者に負担していただき、業者に施工していただいたというのが受託工事であります。この受託工事方式が、県内恐らく岩舟町だけというふうな現状となっていると思います。

前年4月より大平町が相対方式ですね、申込者と指定業者の相対方式に改めました。これを受けまして長所短所いろいろあるかと思いますが、近隣の状況を見ますと岩舟町だけが受託工事方式を採用していくのもいかがというような状況となりまして、今現在具体的な近隣市町の方式の検討に入っております。

次に6番、水道事業の広域化というご質問でございます。

次の「地域水道ビジョン」の中にも掲げているところでありますが、水道事業の広域化につきましては、10年計画の「地域水道ビジョン」の策定の中で、市町村合併と合わせて進めるというふうなうたっております。

なお、藤岡町からの具体的あるいは非公式の打診等は一切今のところないというふうに私は認識しております。

次に7番目、「地域水道ビジョン」10年策定計画ということでもあります。岩舟町におきましては平成20年度を策定年度といたしまして「地域水道ビジョン」の策定を、案については策定完了しているわけでありまして、中に2つほど大きな問題がありまして、策定完了というふうには至っておりません。

1つは、合併の件であります。広域化の件であります。合併と広域化の件であります。もう1つは、今日の新聞にも載っておりますが思川開発の件で、これは県との協議を続けているところであります。この2点の件によりまして、ただいま策定中としているところであります。

以上であります。

○議長（小林 長君） 3番、富田清君。

○3番（富田 清君） はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。毎回言うのですけれども、なかなか繰上償還も、政府資金ということで相手がオーケー出さなければできないということで、今回今度ですね、予算で先に繰りまして4,000万からの利益が助かるということでもあります。

さらなる、私はね、これで国の政治が変われば、どう変わるかわかりませんがね、

民間資本を使えば、もっともっと借りかえすれば、この金利負担もなくなるのですね、こういうものも、今後さらに我々もちょっといろいろ働きかけていかななくてはならないなと思っております。

それとですね、受託工事の問題なのですけれどもね、今度相対でということで答弁いただいたのですけれども、これは相対でやれば、かかった費用をお客さんがその業者に払っていただければいいんだということになります。そこで、今いる人も近くに来ている管からつながなくてはならないわけですけれども、この管から取って間に合うところと、場合によってはもとからいじらなくてはならない、そういうところによって、工事費というのは大きく変わるわけですね、こういったところの今後調整というのはどうなるのかなという点が、非常に心配されるわけです。

私、ある例を経験したのですけれども、1軒家をつくりました、隣の人は、その前に家をつくりました、遠くの本管から引っ張ってきたわけですね、そして、その家は水道を使っているわけです。今度は、新たに隣をつくった人は、そこからつないでやったということで、隣の人がひどい抗議をしているんですよ。何でうちは向こうから引いて、あなたは、うちが引っ張ったやつを引くんだという形でね。

私はそれは、後で私も水道課から調べましたらば、それを見込んで大きいのを入れているから、そのような工事金はいただいているのですよ、ということなのですけれどもね。こういった問題が出てくるのではないかと思います。その辺の調整というものはできるのかなという気がするのですね。その辺について、お願いしたいと思います。

まあ、いずれにしても、こういったものを含めてこれから水道ビジョン計画を作っていく中で、そういうことをやらなくてはならない、ということになるかと思います。

まあその2点だけ、答弁をちょっとお願いします。

○議長（小林 長君） 水道課長。

○水道課長（川島章男君） 議長、水道課長。

受託工事の件であります。議員さんのおっしゃる通り、この問題については多種多様、いろいろな問題がございます。なかなか、以前より検討していて踏み切れなかった部分が多々あるところでありますが、それを重々承知しながら近隣と同じような扱いでいい方向に進むように検討してまいりたいと思います。

「地域水道ビジョン」につきましては、先ほど申し上げました懸案2題が解決しましたら、早速策定という方向に進めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小林 長君） これにて質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

3番、富田清君。

[3番 富田 清君 登壇]

○3番（富田 清君） はい、議長。

私は、水道事業会計決算に対して不認定であるという立場で討論をしたいと思います。

水は、町民生活において欠かすことはできないものであり安定給水に日夜努力をしている職員の皆さんに対しまして、本当にご苦労さんと敬意を表するものであります。

第二次拡張工事によって、町民への安定給水化ができるようになりました。給水人口が18,321人、給水戸数も6,057戸、前年に比べますと45戸の増となっています。給水人口が減っているものの年間配水量は増となっています。年間有収率は、前年に対し3.9ポイントの減、78.7%となっています。

その原因は、石綿セメント管更新工事による洗浄に要したものと、漏水が言われておりますが、ここ数年来、有収率が落ちている傾向なので十分な管理を求めるものであります。

20年度の決算では料金の引き下げが行われながらも、3,147万4,554円、純利益を計上されています。それは事務の合理化、人件費抑制等の経費節減、これが行われており、本当に評価をするものでございます。岩舟町の水道料金は4月より引き下げられたものの、県内ではまだまだ高い水準に位置しています。さらなる料金の引き下げを進め、県内で平均的な位置にいられるようにしたいものであります。

繰越欠損金4億1,258万円余となっております。この原因は、大きく見れば見込み違い、この安易な第二次拡張工事に莫大な予算を使った、これに大きな原因があるわけであり、未償還企業債もあることから厳しい経営と指摘しなくてはなりません。現在の施設利用率や、最大稼働率などを見るならば、給水のゆとりもあることから、広域的な水道の導入など給水量を増やす、そして起債の借りかえ、金利負担の軽減、こういったものを進めるべきではないでしょうか。

町民の中には基本的な使用量に満たない家庭などもあり、基本量の見直しや、また一般会計からの繰り入れ、こういうことも必要ではないかと思うわけであり、まあ、以上のことを指摘いたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（小林 長君） 13番、渡辺正治君。

〔13番 渡辺正治君 登壇〕

○13番（渡辺正治君） はい、13番、渡辺正治。

私は、平成20年度岩舟町水道事業会計決算認定に賛成の立場で討論をいたします。

平成20年度水道事業は、給水人口の減少や使用者の節水意識の向上により、年間使用水量が減少し4月からの料金の減額改定分と合わせると、給水収益が8.8%と大幅な減収となり厳しい財政状況となりました。

このような状況の中で、経常費用を6.8%削減するなどの努力により、単年度では5年連続の黒字決算となったところです。

これにより料金の値下げ改定後においても、水道事業の健全経営が維持できる見込みとなりました。まさに企業努力の結果だと思っております。

給水については、施設の維持管理業務を民間の専門業者に委託し適時適切な維持管理に努めるなど、施設や水質に関する事故もなく、年間を通じて安定した給水が維持できました。

投資においては、第1浄水場における滅菌装置の更新や、石綿セメント管更新工事を計画的に実施するなど、事業の継続の観点から評価に値するものです。しかしながら、企業債残高と繰越欠損金については、いまだに多額となっています。

さらなる企業努力により将来にわたる安定・継続の事業運営を期待し、平成20年度岩舟町水道事業会計決算を認定することに賛成いたします。

○議長（小林 長君） これにて討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 長君） 起立多数。

よって、平成20年度岩舟町水道事業会計決算の認定について（町長職務代理者提出議案第6号）は原案のとおり認定することに決しました。

これにて暫時休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。

（午前11時43分）

○議長（小林 長君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（小林 長君） 議事に入ります前に、健康福祉課長からの発言の申し出がありましたのでこれを許します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上岡 卓君） はい、議長、健康福祉課長。

7番議員の一般会計補正予算、女性特有のがん検診についての質問でございましたけれども、その対象人数と受診率でございますけれども、この対象人数につきましては、がん検診につきましては隔年となっておりますので、全体の人数の3,972人というのが半分の人数でございます。これに国で定められました係数がございまして、これに0.535を掛けましてさらに補正を掛けて対象者は2,032人、子宮がん検診が2,032人、乳がん検診が同じく補正を掛けた人数が1,432人となっております。

そうしまして、20年度に受けました子宮がんにつきましては260人おりますので、それで割りますと、検診率は12.8%でございます。乳がん検診については319人おりますので、先ほどの数字で割りますと22.3%となっております。

それから今回ですね、ご質問の女性特有のがん検診の5年刻みの、子宮がんにつきましては、20歳、25歳、5年刻みで40歳までの人数が513人おります。それから乳がん検診が、40歳から5年刻みの60歳まで592人おります。それから、これらの者に対してですね、一般の特定健診と同じように集団検診で行うわけでございますけれども、既存の集団検診につきましては、混乱が予想されると思われまますので、さらにですね、今までに増して3日間、土曜日曜日を、検診日程をがん検診特別日ということで増設しております。

それから周知の方法でございますけれども、先ほどのご質問にお答えした通りでございます。これは、国で定められた統一様式で「職員の皆様へ」ということで「本検診は対象年齢の女性にぜひ受けていただきたく実施されているものです。このお知らせを持った職員の方が検診のための休暇や半休を願い出た場合、これを認め、検診実施に協力頂くようお願いいたします。」というのが国の統一様式でございますので、これにつきましては、事業主側にすべて送るということは、非常に、町外の人もありますし、それからどこの事業所があるというのも、これはプライバシーもありますので、町の広報紙に至急掲載して理解を図っていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（小林 長君） 日程第11、議事日程に従い、一般質問を許します。

◇ 広瀬昌子君

○議長（小林 長君） 質問の通告順に議長において指名いたします。

7番、広瀬昌子君。

[7番 広瀬昌子君 登壇]

○7番（広瀬昌子君） はい、議長、7番。

通告に従いまして、児童生徒の減少に伴う当町における学校教育の現況と見通しについて、教育長に伺います。

少子化の波は当町におきましても例外ではなく、小学校の入学式に出席するたびにどの学校でも認識をせざる得ない状況で、本当に将来に不安を感じているのは私だけではないと思います。平成19年度から、小野寺北小においては複式学級となる学年もあり、財政措置もとられているところです。

当町におきましての児童生徒の動向やクラスの編制、また財政的負担も考えられますが、今後の見通しについて教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（小林 長君） 教育長。

[教育長 若林秀夫君 登壇]

○教育長（若林秀夫君） 議長、はい、教育長。

ただいまの広瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町の児童生徒の減少に伴う現況、あるいは、今後の見通しということでございますけれども、現在本町には、小学生931名、中学生522名、合計1,453名がおります。この子供たちの人数も今後減少が予想されております。ちなみに、ここ二、三年先までの予想される数字を申し上げますと、平成22年度、来年度は合計で1,397名、本年度より56名減少、それから平成23年度は1,349名、前年度比48名減少、平成24年度は前年度比42名減少、1,307名というふうな見通しで、今後数年にわたって減少が続くものというふうに思われます。

またご指摘といたしますか、心配されている小学校の子供たちの様子ですけれども、平成22年度の小学校の学校別の減少数について申し上げますと、岩舟小学校だけは来年度、本年度に比べまして5名増、あと、静和小においては22名減少、南小12名減、北小7名減ということで、来年度は本年度よりも36名減ってまいります。合計でそういう状況になってまいります。

特に小野寺北小の入学予定児童数が、ここ数年減少していくのが気がかりでございます。今年度既に4年、5年生に複式学級が存在しており、次年度には、2、3学年も複式になり、以後恒常的に、複々式学級となる見通しになっております。そして平成25年度は、現在の見通しでは全学年複式ということで3つの複式になってまいります。

小野寺南小においても、複式の心配はありませんが児童数は減少してまいります。そのようなことで、ほかの学校についても減少が認められますけれども、特に小野寺北小学校においての減少が非常に心配されているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい、議長。

今、財政のことも聞かせていただいたのですが、質問させていただいたのですが、その見通しとかそういうものがあればお願いしたいと思います。

また財政におきまして、講師を1名ということで、300何がしの金額が計上されていますけれども、今後あの財政的にいえば、学校給食等も今、各、単独で、外部に委託しておりますけれども、南小北小別々に一緒に契約はしていますけれども、今後また減るような状況になると、1食単位の金額というか、1人に対する金額が、やっぱり各学校とちょっと違ってくるのかなと思いますので、そこらのほうの動向とかそういう金額的なものがわかればお願いしたいと思います。

それから、北小が複式それから今度複々式となるということで、教育長としての少人数ですね、やっぱり国で適正なものというのは決められていて、それを賄えない少人数で複式、複々式になるということになりますと、子供にとってですね、どういう影響があるのかなというのが心配です。

私なんかとても素人ですのでね、球技とかそういうもの団体のものをやるときにも、例えば3人4人とかそういうものになると非常にその発達段階で支障が起きるんじゃないかなんということはとても危惧しているところなのですが、そういう状況については教育長としてはどうでしょうか。

○議長（小林 長君） 教育長。

○教育長（若林秀夫君） 議長、はい、教育長。

ただいまの再質問でございますけれども、まず財政上の問題ということでちょっと試算したところ、試算の中身については細かいことに触れませんが、例えば人件費あるいは

電気、ガス、水道等、運用にかかわること、あるいは講師等の人数、ただいまの給食等の問題、というようなことで、細かく試算してみますと大体2つ、例えばですけれども、南北が一緒になった場合は、仮定の中で考えますと大体1,000万から1,500万ぐらいは、現在の予算が経費上浮いてくるだろうという見通しは立ちます。

それからこの、ただ給食の場合に、もし統合するということになりますと、運送、運搬、あるいはそれに係る人件費等もこれからの問題ですので、どんなふうになるかこれはわかりません。ただ概算で、大体それぐらいの金額は経費上落とせるというか、少なくなるのかなというふうな見通しが立っております。

それから教育上の問題でございますけれども、国では大体小学校では標準学級が12学級、ですから学年が2学級が望ましいというふうにされております。中学校の場合は、4あるいは6学級ということで、大体16から18学級というのが望ましいということになっております。その場合に例えばいろいろ子供たちの指導上、いろんな問題が出てくるのが、小規模になってくると少人数の場合は出てくるというふうに思います。

例えば良い面といいますか、期待できることは、小規模校の中でも一人一人の面倒をよく見ることができると、子供たち一人一人の適性を把握できると、その上で指導できるということで、学力向上、あるいは生活指導押しつけ等の問題は、非常に具合がよく指導できる、そういう環境にあるというふうなことは期待できますけれども、ただ問題は将来に向けて子供たちが成長していく過程で、将来子供たちのいろいろな面で、将来成長を期待したいという中で、子供たちの自立心、主体性、意欲、そういったものを考えますと、加えて人間関係というのが、非常に大事になってくるかなというふうに思います。

現在、社会の中でも、人間関係育成能力が問われていると、学校における人間関係づくりをもっと進めてほしいというふうなことが一般に言われております。そういった点で考えますと、小規模校よりは先ほど申し上げたような適正規模、あるいは大規模校において、ただいまのような課題はクリアしやすい条件になるのかなというふうに思います。

また小規模の学校の中で課題といいますか、問題として想定できるものとしては、子供たちの授業中における、例えば、いろんな活動、教育活動、学習生活に係るいろんな活動、特に授業場面の中で思考活動、あるいは判断、想像力等を求めるような活動、そういったものを期待する活動場面においては、たくさんの子供たちがいた方が、いろんな子供たちの考え、あるいはお互いを尊重するという、そういう気風、あるいは気質が育ってくるのではないかなというふうなことで、小規模校の場合はこれがやや問題かなというふうなことが1つ考えら

れるというふうに思います。

また、具体的にたくさん問題が出てくるかというふうに思いますけれども、それともう1つは、学校運営上いろんな問題が出てくるというふうに思います。例えば子供たちの参加する学校行事、例えばスポーツ等の運動関係の体育的行事において、例えば運動会、こういったことにおいては、現在北小学校は非常に少人数ということで地域との合同体育祭ということを開催して進めております。ということは、子供たちだけではなかなか体育祭を運営できないというふうなことで問題がかなり出ているということで、そのような提案のもとにこれらが進められているというふうに報告をもらっております。

そういったことで、例えば子供たちが何回も何回も種目を変えては出てくるということで、これは本当の本来の体育的行事の中での運動会の目指すこととしての成り立つかなど、いうふうなことでやはり疑問を呈されるというふうなことで、先程のようなことが行われているというふうに思います。

それから文化的行事でも、音楽祭あるいは文化的行事の中の文化祭というふうなことで、他校と比較してちょっと様子を見てみますと、例えば、町の音楽祭で各学校で出てきて文化会館で演奏、あるいは合唱等をする場合に、他校では選手制といいますか、希望を募ってそれで編成をして出てくるということに対して、北小の場合は全員参加というふうなことで、加えて教員まで合同で参加するというふうなことで、非常にそういう点、不利といいますかいろんな問題が起こっていると。これはほんの一例でありまして、ほかの例えば行事の中でもいろいろな問題が起こっているのではないかということが想定されるというふうに思います。

また子供の6年間の成長の中で、活動の中で1つ私どもの気がかりといいますか心配なこととは、固定的な評価観が定着してしまうのではないかと。

例えば、1年のときに入学してから6年の間、ずっと同じ周囲の子供たち、限られた子供たちの中であると、生活していると、学習しているということは、その教師から見てもこの子はこういう子、子供同士でもお互いにだれちゃんはどうと、いうふうなことで、教育、評価観といいますか、評価が固定してしまうのではないかと、ということは、その本人にとって、本人が一番これは問題だと思いますけれども、本人自身が、自分はこういう人間だと、あるいは自分はこうだということを自然と自己評価してしまうと、それが生き方の中に入ってくると、これがすべて悪いとは言いきれませんが、いいことと悪いことがその中に入ってきた場合に、悪いといいますか、問題になることのほうが、私は多いのかなど。いうこと

は、子供たちの本来の持っている力を存分に出すには、その子供の自立心を育てるということが一番大事なかなというふうに思います。その自立心を育てていく際に、その固定された評価観、これが1つの妨げになるのではないかなというふうな気がいたします。それが子供の6年間の生活の中で、どう出てくるかということで心配でございます。

それともう1つは、教師といいますか教職員の中で、限られた人数であるということで、ダイナミズムといいますか学校の中の活性化というもので考えてみた場合に、いつも大体教職員の定期異動というのは最大8年ということで、平均すると大体五、六年で異動するのが普通でございます。ということは、大体1年から担任して6年間同じ先生ということもあり得るということでもあります。ですから、そういった中で限られた教員の指導あるいは評価によってずっといるということは、1つこれも問題かなと。

いろいろな点で考えますと、その教師にとっても、得意なものあるいは不得意なものがあるということと考えますと、小学校の発達段階においては、教師の指導をかなり受けるということと考えますと、そういったことでこれも1つ危惧されることがあるというふうなことが想定できると思います。

それからPTAの活動あるいは給食、こういったことを考えてみますと、PTAの会員数が減ってまいります。したがって、このPTAの活動についてはなかなか難しくなる。同じく給食費、これも限られた会員数、限られた子供の数の中でこれを調理する、そして提供するということになりますと、これも割高になってくるということが当然考えられるというふうに思います。

ただいま幾つか例を申し上げましたけれども、余り良くない例ばかり申し上げたようなんですけれども、良い面も先ほど申し上げた中にあると。本町でも全国水準の学力調査などやっております、これに小規模校2つとも全国平均よりもかなり高い、2けた前後の高さを両科目とも持っている。これはとても普通の学校では考えられません、ぐらいの高い得点になっているということなども、先ほどの良い面の1つかなというふうに思っています。

ですから、これ押しなべてトータルに全体を通して考えた場合は、何がどうあるべきかということ、もっと慎重に、また保護者のお考え、あるいはいろいろな方のお考えなども聞き入れながら、この問題は取り扱うのがいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい、議長。

一応最後にメリットもあるという言葉聞いて、デメリットしかないんじゃないかなと思ってお話をしようかと思いましたが、まあメリットもややあるんだという話ですが、それに比べれば結構デメリットもしっかりあるのだなという認識を今させていただいたところです。やっぱりあの一番怖いのは、評価が固定してしまうとか、それからコミュニケーションも図れないだろうとか、先生も同じ先生にずっと教わるとか、非常に、ましてまた運動にしても文化にしても、やっぱりデメリットは多いんだなという実感はふだんから思っていて、やっぱりなるほどなというふうに思ったところなのです。

たまたまその学力調査のときに全国平均より上回っていたとおっしゃいましたが、意外とその前は低かったのかなという実感がありまして、やっぱりてこ入れをすれば上がるという、これがこの評価になったのかなというふうに思っているんですね。各小学校もこれからどんどん子供が減りますとクラスの人数は減りますので、学力に対するものというのは、てこ入れをすれば何とか引き上げられるのかなというのが実感なんですね。

人間形成上そういうデメリットもあって、財政的にいえば1,000万から1,500万経費が浮くんだというお話を承ったときに、ではどうしてそれをもっと真剣に考えるときはなかったのかなというふうに思っているところなんです。

これは、いつの時点かですね、見直すときは必ず来るとみんな思っているんだと思うんです。けれども、政治的なものがあったり地域的なものがあったので、なかなか腹を割って話せなかったのかなというふうな思いは、すごく強くあるんですね。たまたま今日執行者がおられませんので、また具体的な話もできるのかなと思っておりました。

ぜひここです、そういう政治的地域的な考えではなく、その子供を一番に思ったときに、現実には不可能でも構いませんけれども、教育長としての今後の岩舟町の、そういう子供を基本に思ったそういうものだけを考えてときに、この学校の体制はどういうものかいいんだろうという、そういうものを持っていらっしゃったらお願いしたいのですが。

○議長（小林 長君） 教育長。

○教育長（若林秀夫君） はい、議長、教育長。

ただいまのご質問ですけれども、私の私見といいますか、個人的な考えで申し上げさせていただきますというふうに思います。

ただいま、大変な大きな課題でございますけれども、私の描いておりますビジョンといたしましては、小学校の例えば北小南小、これは小規模校ということで、これからただいま申し上げたような課題が出てくるということで、もしそこが、その学校が一緒になってくれば、

例えば国には、標準法と学校教育法というのがありまして、学校教育法の中には、小学校は6年、中学校は3年と、この修業年限が限られております。

しかしその上法の教育基本法によりますと、これからの義務教育は9年とするというふうなことが今回の改正で出てきております。ですから、これをもって例えば本町において小学校の子供たちの様子を見ていますと、例えば学校訪問などで行って見ていますと、6年生というのが、非常に以前よりは発達早いというふうに思います。

それから現在学校の中に、小学校の場合には英語教育が入ってきております。この英語教育が入ってきているということで、英語の得意な先生が小学校に必ずしもいるとは限りません。ですから、この英語教育に非常にストレスといいますか、研修をしなくてはならないとか、いろいろな思いを持っている先生が多いというふうなことで、現在の小学校の体制で、これまで改訂されてきた内容をすべて履修履行するということは、極めて難しくなってくると、こういった問題も出てくる。

それともう1つ、一面考えてみますと、本町の中学校は、以前900何名もおりまして、非常に大規模校を想定した施設になっております。現在空き教室が5つ6つございます。これらのこと、それからただいま申し上げた発達段階、学校の状況、そして子供たちの様子、そして専科制、専門的に教科を教える指導をするのは中学校以降ですけれども、これを小学校の終わりの段階から進めれば、より本町としては都市部に比べますとその専門の塾とかなんかそういう文化的なシャワーを浴びる機会も少ないですので、そういった反動を考えると、小学校を5年制、中学校を4年制にする、そして中学校の子供たち、わずか3年の中での生活を4年間にして、ゆとりを持ってそして生活をさせると、しかもその中に小学校の子供たちが入ってくるということは、中学生がいわゆる兄貴になって、いわゆるブラザー教育を進めることもできるのではないかというふうな感じがいたします。

まあ、そんなことを考えると、非常にメリットがたくさん出てくるこの5・4制を、これから検討していくということが1つ大きなものとして見えてくるかなと。

ただ先ほど申し上げてきた小規模校を統合するという話は、そこにどうつなぐかといいますと、小規模校の2つをそれぞれ別個に中学校に持っていきますと、現在の標準法という法律だとクラスを2つを一緒にして、ばらばらにして、そしてクラスを再編制して中学校へ持ってくるということは禁じられております。

ですから大きなクラス、集団として持ってくれば、それはそのまま生かせるというふうなことなどを考えると、2つの学校の中の子供たちを一緒にして、そして中学校へ持ってくれ

ば、そのクラスが生かされるということで、ばらばらにしなくても済むというふうなことが考えられます。ですから、そういったことなどを考えてみますと、その統合とか5・4制とか、これを合わせたような構想の中で本町の教育を進めれば、現在進めている小中連携、一貫に向けた教育、これの集大成というか、そういった体制の中での教育ができるのではないかというふうに思っております。

ちょっと、わかりづらいお話だったかもしれませんが。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい、議長。

お話は具体的にわかりました。各小学校の6年生を岩中の空き教室に、小学校6年生になったら岩舟中学校のとりあえず校舎に行って、静和小は静和小のクラスを作って、岩小は岩小のクラスを作って、小野寺の北と南は少なくても、それを2クラスではなくして、1クラスにしてできるというのが標準校で大丈夫だろうというお話なんですね。

そうしましたら、受け入れが2つを1つになったんだから、では下も2つにできるのではないか、というそういう発想でよろしいんですか。

○議長（小林 長君） 教育長。

○教育長（若林秀夫君） はい。

それは、あくまでも私見ですので、これもいろいろな課題をクリアしなくてはならない、また、いろいろな方のご意見も頂かなくてはもちろんなりませんので、ただいまのお話ということでいえばそういうことです。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい。

私、先ほどお話ししたとおりに、いつかの時点で見直す必要がある、財政的なものも、その人間形成上も、また学校運営も、そういう現実的なものがあって何か1つにするには、どういう方法がいいかということで、今教育長のお話も非常にわかりやすかったし、スムーズに来るかなと思いますが、まだまだ全国的にやっていないことをやるという壁は厚いし山は高いかなというふうに思っているのですね。

ですからこれはもう問題提起はしなければならないという時期かなというふうに思っているのですよ。ですから、将来の5・4体制、今の6・3制で、じゃどういう体制がとれるのかとか、そういうものを地域の人もいよいよ子供を入学させたくないんだというぎりぎりの線で今年入学した方を知っているのですよ。移動した人も知っています。この学校に入れたく

ないということで、住所も移動した人も知っていますし、そういう現状が起きているところで、いつまでもそれを抱えておくわけにはいかないなという。まあ教育長の話で今の認識がありましたところで、ぜひ町です、そういう計画というものが具体的なものが進められるような、そういう体制をとるということは可能ですか。

○議長（小林 長君） 教育長。

○教育長（若林秀夫君） はい、議長、教育長。

これから行政主導で進めるということは、非常に問題がたくさんあるかなというふうに思いますので、例えばあの研究機関といいますか、諮問機関も含めてですね、一般の方の研究団体といいますか、そういうところでもんでいただいて、それをこちらに提言してもらえれば、これは、そのことを受けて町長のほうにこれも進言できるということになるかというふうに思います。

現在の段階では、何も私は別に考えておりませんので、答えになりませんが。

そういうことで、民間のいろいろな関係者とか希望者を含めて、そういった方に集まっていただいて研究していただくというのは可能かというふうに思います。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

ありがとうございました。やはり、民間のものを立ち上げるにしても、行政の力は必要かなと思いますし、そのときには教育長をまた中心としてですね、そういう形がとれるように尽力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 長君） 7番、広瀬昌子君が終わりましたので、次に移ります。

◇ 富 田 清 君

○議長（小林 長君） 3番、富田清君。

[3番 富田 清君 登壇]

○3番（富田 清君） 通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

最初に、栃木県の財政健全化による「とちぎ未来開拓プログラム」についてであります。

県は今年の5月財政悪化により、このままでは県は財政再建団体になってしまうとして、2009年から12年までの4年間に赤字を370億円削減することを目指すとして、職員の給与の5%カットや、行政サービスや民間団体などへの県単補助金など、1,419の事業を廃止し、

または削減するとのことから、教育、福祉、医療、生活環境整備など、県民生活のあらゆる分野に影響が出るのは必至であります。

栃木県は、全国的に見るならば財政力は8位という県でありながら、なぜ財政再建が迫られる状況になったのか、私は不思議でならないわけであります。これまでの歴代県政が国や自民党政治の言いなりで、公共事業を増大させてきた、公債費を膨れ上がらせてきたというところに、問題があるのではないかと思うわけであります。

そこへ、小泉構造改革路線によって、交付税や補助金の削減や昨年来急速の景気悪化が考えられるわけであります。ここに来て県税の収入も落ち込んでいる、先の見通しの厳しさから今回のプログラムが組まれたようであります。

この発表以来、県内の関係団体や県民から不安や計画撤回の要望がなされるなど、県民生活も大変心配されるわけであります。

計画を見ますと、私立高校への運営補助金の廃止、幼稚園経営経費助成金の廃止、認可外保育所の補助金の廃止や、子どもの医療費の補助金の所得制限の導入等や、下水道整備事業の市町村補助金の廃止等々多岐にわたり、町民生活も心配があるわけであります。

こういった影響が、町民生活やこの岩舟町の事業等において、どのような影響があるのかそれについて伺うものであります。

続きまして、介護保険制度についてであります。

国は、今年4月より介護認定方式を変えまして新制度として始まりました。厚労省は、認定制度を新制度にした理由として、認定の基礎データの更新、変更率など地域格差の是正、認定調査や認定審査会の実務負担の軽減等を挙げております。

見直しの内容は、認定調査項目と調査内容の変更、1次判定コンピュータープログラムの変更、認定審査会における2次判定方法の変更などですが、このことにより、これまでの調査項目が減らされる、精神行動障害や社会生活の適応を問う項目が追加をされました。こういう変更の中で今日まで認定審査が行われてきたわけでありますが、利用者や施設関係者から、適正な認定がなされていないという批判が飛び交う中、厚労省も、今回再見直しを行うということになったようであります。

利用者により、これまでより介護度が軽度になりサービスが低下をしてしまった、また、施設関係者からは、経営が非常に厳しくなった、などなど声が寄せられております。実態に合ったサービスが提供されなくてはならないわけであります。

岩舟町におけるこの実態、どうなっているのかを伺うものであります。

○議長（小林 長君） 町長職務代理者総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） 議長、はい、町長職務代理者総務課長。

3番議員の県財政再建プログラムについて、介護保険制度についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず栃木県の財政再建プログラムについてお答えいたします。

栃木県では、高齢化の進展に伴う医療・福祉関係の経費の増加等に加え、国の三位一体の改革により地方交付税が大幅に削減された結果、財源不足補てんのための基金の取り崩しが増大し、平成21年度当初予算では財政調整基金をすべて使い果たさざるを得なくなりました。

そこで、当面の財源不足を解消し、誇れるふるさと“とちぎ”を未来につなげていくために「とちぎ未来開拓プログラム」の策定を進めております。

県の財政健全化に向けた基本的な考え方は、平成21年度から平成24年度までの4年間を集中改革期間として、平成25年度までに約370億円の収支改善を図る計画としています。なお、本プログラムのスケジュールは、本年9月ごろに決定、公表を行い、平成22年4月から具体的な取り組みを実施する予定としております。

集中改革期間における具体的な取り組みといたしましては、組織体制のスリム化や職員数の削減など内部努力の徹底、県税の徴収率の向上や使用料・手数料等の見直しなど、歳入の確保、事務事業の見直しや公共事業の見直しなど行政経費の削減を挙げています。

また、市町村との役割分担といたしましては、「住民に身近なサービスは住民に最も身近な市町村で」を基本にして、国庫補助事業に県が単独で上乗せしている補助金の原則廃止、継続が必要な事業は、全国で最もスリムな事例を参考に見直しし、国庫補助の対象にならない事業に対する県単独の補助金で全国の実施率が2分の1に満たないものの原則廃止、権限移譲交付金を除き、市町村総合交付金は補助金同様に見直しを行うなどを主な取り組みとして位置づけをしております。

さて、本プログラムにおいて市町村が見直しの影響を受ける事業についてであります。市町村関係事業182事業のうち、市長会・町村会で意向調査を行った結果、関係市町の半数以上が「認められない」または「見直し内容の再検討を求める」とした事業が61事業、市長会では56事業、町村会では29事業となっております。また、県から新たに提出された、市町村が間接的に影響を受けるとされる事業が17事業、合わせて78事業について、市町村長会議で見直し協議を進めております。

現在の市町村長会議での協議状況は、見直し検討全78事業のうち見直しの再検討を求めるとした事業は、福利厚生費（人間ドック定期健康診断相当）、交通教育指導員活動助成事務、県単農業農村整備事業費の3事業となり、ほかの75事業は「見直しはやむを得ない」となりました。なお、子ども医療費及び妊産婦医療費助成制度につきましては、別に県及び市町長の代表により見直し検討委員会会議を組織し、協議を進めております。

次に、岩舟町で直接影響を受ける事業（事業費が1,000万円以上のもの）についてご説明いたします。子育て・教育部門では特別保育事業推進費ほか3事業、医療・福祉部門では子ども医療費補助金ほか3事業、総合交付金部門では下水道整備事業費ほか4事業、その他ではわがまち自慢推進費や県単独農業農村整備事業などが見直しの影響を受けることとなります。

また、事業外で見直しの影響を受けるものとしたしましては、県庁出先機関の統廃合、使用料・手数料の見直しなどが挙げられます。

以上が、県財政再建プログラムについての答弁であります。

続きまして、介護保険制度の認定基準の見直しについて申し上げます。

要介護認定につきましては、平成21年4月から、より正確に介護の手間を反映し不公平感につながりやすい認定結果のばらつきを減らすため、要介護認定の方法の見直しが行われました。

内容につきましては、1次判定（コンピューター判定）に使用する調査票の調査項目及び調査項目の記載方法等の見直しや、2次判定（審査会判定）における審査会資料の変更が図られました。

しかしながら、今回の見直しにより、「軽度に認定されるのではないか」等との不安や指摘があることから、厚生労働省では、利用者・家族の代表や専門家による「検証・検討会」を設けて、きちんと検証を行うこととしております。

このため、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、「検証・検討会」の結果が出るまでの間、平成21年4月1日から9月30日までに更新を行った方については、更新前の要介護度と異なる結果になった場合、希望により次回の更新期間まで、更新前の要介護度を選択することが可能な経過措置が設けられております。

なお平成21年10月以降につきましては、厚生労働省の検証の結果を踏まえ、平成19年度までの要介護認定結果と比較して、ほとんど差異が生じないよう認定方法の再度見直しが図られることになっております。

現在、市町村に対しましては、この見直し事務の説明会や研修会が実施されているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） はい、議長。

県のプログラムでありますけれども、本当に、県は全国的に厳しい財政状況に置かれているんですね、ちょっと私は調べてみました。全国の中で、県が今何とかやっているといるのが、東京、愛知くらいですね。ほかはもう本当に厳しい状況であります。

栃木県も全国から見れば財政力では第8位ということで、決して悪い県ではないということがわかったわけであります。しかしながらこういう状況に陥ってしまった。まあこれは先ほど言ったように高齢化の問題もあります。これまで、自主財源がある県だということで、いろいろと事業に乗り出した、箱物行政もどんどん進めてきた、その維持管理にしても、これからそれが存続できないようなところまで来てしまった、まあ、こういうところも1点挙げられるわけであります。

しかしながらですね、私が見る限りでは将来負担比率など見ますと、全国から見ると栃木県は非常にまだまだ低いところであります。こういった点を見ると、これは、基礎をやり直すことによって、また栃木県はやり切れるなとこういう感じも持っております。

公債費比率にいたしましても、そんなに高いとは言えない状況ですね。まあ私もさまざまな社会的影響を受けて、県も大変な状況にあるわけでありまして、何せ県民生活にとってですね、これはいろいろ影響を及ぼすわけであります。

まあこの、1,400余の事業でありますから、私はここに主な事業の一覧表を持っておりますけれども、まあこれは大変なことです。特に私は町民生活面において、特に高校生を抱えた親御さん、民間保育所とかですね、そういう点においてはですね、非常に、施設支援の方法ですか、支援の方法ですね、こうなりますともうこの上は運営費の補助金やこれがなければ、もう子供さんの授業料を上げなければならない、これは必死の状況だと言われております。

まあ今でも本当に授業料が払えなくて子供さんが学校に行けない、高校に行けない、こういうのが社会問題にもなっているんですね。それでまあ、県が進めているこの事業をやるとなれば、栃木県は全国水準で1番最低水準になります。この補助金をカットするならば。これも寂しいものです。こんな状況までさせないということが、私は必要だと思います。

これにはですね、やはり予定されております大型公共事業、県でもあります。こういった

ところも本当に不急不要な事業を一たん凍結をすとかですね、そういうやっぱり財政、これからの行政のあり方、こういったことを踏まえて行うならば、私はできるのではないかと思います。本当にこれは深刻です。

それと、私はこれからの町にもいろいろな影響を覚えるわけでありましてけれども、県知事は公約の中で、子どもの医療費の問題ですね、これを小学6年生まで引き上げると、こういう状況の中でもそういう提案をいたしました。しかしながら、これまでのように2分の1補助というわけにはいかない、所得制限を設けるとかですね、こういう方向でやられております。まあこうなったときです。まあいろいろ、今70幾つですね、78事業の見直しを町村で行っているといいますけれども、こういった点においては、おのおのの自治体の、私は、判断が必要になるのかなと思うわけでありまして。

これまでの新聞等を見れば、まあこれまでやってきたんだからこれをまた有料化することはできない、この分は町で負担しなくてはならないとかですね、そういう声もございまして。いや、県の方針どおり所得制限を導入すべきだという市長さんもおられます。まあこういった点はですね、これから岩舟町の大きな判断が出されなければならないわけでありまして。

本当にその政策で決定を負う、その町長さんがございませぬから、そこまで答弁を求めるといってもなかなか酷でありますから、まあこういった点はですね、やはり、まずは私は、県民町民の暮らし、生活、これをですね、まず優先する県政をやはり求めていくということが必要だと思うんです。

今回の議会に対しても、建設業界などはですね、これによって公共事業が減るということでいろいろ懸念されております。まあ本当に、これも大切でありますけれども、今こそ総決算をしなくてはならないのではないかと思いますのです。

これまでの栃木県における経済対策、また国における経済対策、こういうものを本当に、きちっと見直ししていかなければならないし、また今度の総選挙がやられておりますけれども、各党も子どもの医療費の無料化とか高校授業料の無料化とか言っております。こういう政策がですね、どう反映されてくるのかといったことも見守っていかなければならないわけでありまして。

何よりもこういった点で、これから岩舟町の決定もですね、してもらわなければならない時期が来るかと思っておりますのでね、そのときはですね、皆さんと一緒に慎重に考えていかなければならないと思っております。

まあ、町長さんがいないのでね、この政策をどうするかといっても酷でありますから。

続きまして、介護保険事業についてであります。

この4月より新制度のもとでスタートしているわけでありまして。この新制度は全国的にいろいろなばらつきもある、そしてきちっとしたデータもとる必要がある、こういうことも国は言われているわけでありまして。しかしながらですね、これを、制度が導入されたときに、政府内においてはですね、もうこの今度の見直しによって、約、年間300から400億の、これで保険料ですね、給付費の抑制ができると、まあこういうことを最初から描いているのですね。本当にいろいろな整理じゃない、この裏にはやはり抑制があるんだというところを、私はきちっと見る必要があると思います。

まあこれは制度が4月から始まりまして、国民からも大分低くなってしまった、まあ、ある施設では、非常に今度のこのサービスが変わらなくてはならないので、だからといって変えられないということですね、自分のところ自らが努力してこれまでのサービスを維持させるとかですね、こういう民間の施設もございまして。まあここで非常に重要なのは、やっぱり必要な介護というものをですね、だれしものが受けられるようにしなくてはならないわけがあります。

こういった点で、果たして岩舟町においてはどのような状況になっているのかなということ、分かれば、今の岩舟町の認定の実態をですね、お知らせ、ちょっと報告していただければと思うのです。

○議長（小林 長君） 町長職務代理者総務課長。

○町長職務代理者総務課長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者総務課長。

3番議員のご質問には、健康福祉課長より答弁をいたします。

○議長（小林 長君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上岡 卓君） はい、議長、健康福祉課長。

3番議員のご質問にお答えいたします。

岩舟町の実態ということでございますけれども、これにつきましては、今言われました平成21年4月からの認定の結果がどうなっているかというようなご質問かと思っております。

しかしながらこの件に関しましては、先ほど来、国の話が出ておりますけれども、新方式と旧方式の比較は国のほうにおいてモデル自治体を設けまして、それで3万人を旧方式と新方式の結果をもとに今検証している訳でございまして、岩舟町においてはその新方式と旧方式の検証は行っておりませんが、今回4月からの更新にかかった方の中で、前回の結果とどういふふう違ったかというものにつきましてはお答えできます。

ただこれは、容体が変わっても比較でございますので何とも申し上げられませんけれども、全体で更新をした人が156人おります。このうち、先ほど答弁申し上げましたように経過措置の希望がある人が123人おります。33人の人は必要なしということでございます。その123人のうちですね、前回の要介護度と変わらない結果が出た人が81人でございます。そのほか新認定方式で軽く出た方が35人ほどおります。また、新方式のほうが重く出た方が7人でございます。

まあ結果は以上のようなことになっておりますけれども、何回も申し上げるようでございますけれども、容体が例えば脳血管障害等によりますと、最初に認定したときよりもリハビリ等を受けて実際年数がたつと軽くなるという方もおりますので、新方式と旧方式を見比べたものではないものですが、実際新認定の更新を行った場合35対7という数字でございまして、国のほうで検証した結果についてもやはり新方式のほうが軽く出ている、特に要介護度が低くなる人ほど、軽く出ているというような傾向が見られているようなところではございます。

以上でございます。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） はい、議長。

町の実態の報告があったんですけれども、まさしくその通りです。今度のコンピューター1次判定は、項目を84から14くらい減らしているんですね、減らして、特にこれからは、新制度では軽い部分においてはね、1次判定で済ますよと。特記事項は要らないというところまで踏み込んだ当初計画であったわけです。まあ本当に簡単にして軽く出してしまうというのが現実であります。しかしながら、今は経過措置ということで本人が希望すれば今までの経過措置がとれるということになっておりますけれどもね。

まあこれは岩舟町でも実際は軽く出た人が、更新者156名の中で35名が軽く出ている訳ですね。約30%くらいですかね。まあ本当にこれはそうなんですよね。国がやった統計から見ても低く出ているんです、これはね。まあ、低く出ているというか低く出るようにこれは設定されてしまっているわけです。だから、今来て、非常に非難ごうごうの中で厚労省も再度見直そうと。再度見直す中身を見ますといろいろ言っているんですけれども、適切な、これまでは聞き取っていろいろその実態を調べる、実態を聞いてそれを見て判定をするということなんだけれども、もうこの状態の状況をね、常備の状況などをすごく重視しようという形で書いておるだけだけれどもね。それと、今回岩舟町の場合もこの見直しをされてですね、軽く出たんですけれども、こういったことについては本人たちにはお知らせをしているのです。

か。

○議長（小林 長君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上岡 卓君） はい、議長、健康福祉課長。

本人への周知等につきましては、認定の更新のときにですね、文書で要介護度が変わっても従来通りを選ぶことができますというような文書と、それに基づく希望書を合わせて説明をしながら、本人または本人が分からない場合はケアマネジャーを通じてお知らせしているところでございます。

また、先ほどの件でございますけれども、本人がどうしても納得できないということになれば、とりあえず新規認定等なんか新しい認定になりますので、その場合は異議申し立てか、あるいは容体が大きく変わった場合は変更申請ができることになっております。

以上でございます。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） はい、議長。

まあ、岩舟町は親切ですよ。この新制度で認定をやってですね、結果も知らせないというところもたくさんあるようです。本人たちは分からない間にやられているところもあるようであります。いずれにしてもですね、こういう点が批判が出て再度見直しだと、その説明会、会議が近々行なわれているということでありましてね。何といたってもやはり問題は必要な介護、介護保険法のそれはもう原点であります。必要な介護をですね、必要に受けられるという、そこを徹底していただきたいと思うわけであります。

非常に国のほうもこれ地域格差がある、そうなりますと統一された判定がなされていないのではないかとかですね、そういうふうに言っているわけでありましてけれどもね、主治医やお医者さんやですね、本人たちが見て、いろいろな状況もわかっているわけです。ただ単に紙に書いた上での規定だけでやるのではなく、そういう実態をきちっと把握した上で、この認定を進めて必要な介護はだれしも受けられるというところをですね、努力していただければと思います。

その点を申し上げまして、私の質問といたします。

○議長（小林 長君） 3番、富田清君が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小林 長君） 以上で、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第5回岩舟町議会定例会を閉会いたします。

議員並びに説明者各位には、審議にご協力いただきまして、任期最後であります本定例会を無事終了することができました。感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

（午後 2時04分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長 小 林 長

署 名 議 員 渡 辺 仁 一

署 名 議 員 石 川 守 久